



ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物)にご注意ください!!

- ・水路で大群落になると、駆除に莫大な費用が発生。
- ・下流の排水機場に大量に漂着すると、ポンプ稼働時の障害となる。
- ・特定外来生物に指定され、生きた個体の保管・運搬等は原則禁止(裏面参照)。

ナガエツルノゲイトウ (ヒユ科)

- ・南米原産の多年草。
- ・水草で、河川等から水路、水田、湖沼などに侵入する。
- ・茎が千切れやすく、節や根から活発に再生する。
(日本国内の系統は種子をつけない)
- ・夏～秋を中心に球状の白い花をつける。

繁殖力強



直径1～1.5cm
の白い花

1～4cmほど
の長い花柄



侵略性強



再生力強

節から根が発生



ナガエツルノゲイトウは、定着すると駆除が困難なので**早期発見・早期駆除**が重要になります。

発見したら、裏面お問合せ先まで連絡をお願いします。

ナガエツルノゲイトウを防ぐために（水路編）

① 水系単位での監視・対策

確認された場合は、水系内に生育地がある可能性があるため、水路管理者・地域で調整し水系単位で対策を行います。

② 抜き取り・剥ぎ取りによる駆除※

- ・ 駆除の際、刈り払い機は使用しない。
- ・ 生育初期、群落規模が小さいうちに除去する。
- ・ 千切れた節から活発に再生するため、断片を残さない。
- ・ 網等(4mm目合)を張り、下流域への断片の流出を防止する。
- ・ 抜き取った草は、根付いたり周囲に拡散しないよう、密閉し、ブルーシートの上に置くなどして処理する。
- ・ 除去作業に使用した機械類は、移動の際に洗浄を行う。



流出防止を目的とした網の設置例

（画像提供：農林水産省）



駆除した個体の処理方法

（画像提供：千葉県）

※ ナガエツルノゲイトウは特定外来生物に指定されているため、飼養・栽培・保管・運搬は禁じられていますが、小規模な防除の場合、防除目的の運搬は事前に防除の内容等を公表すれば可能（ただし農業を営むに当たって行う防除の場合の公表は不要）。詳しくは下記にお尋ねください。

※ 河川区域内での作業が必要な場合は、事前に該当河川を管理する機関に相談ください。

ナガエツルノゲイトウは、拡大力、再生力が非常に強く、断片からも再生するため、粘り強い対応が必要です。

【お問合せ先】

埼玉県農産物安全課 048-830-4053

埼玉県病害虫防除所 048-539-0661

埼玉県川越農林振興センター※ 049-242-1808

令和5年7月作成

※管轄：川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町